

(お知らせ)

28. 4. 22
防衛装備庁

大雪による日本飛行機（株）整備施設の損壊により発生した
定期修理中の航空機の損傷事故に係る損害額の請求について

- 1 本日、防衛装備庁は、平成26年2月15日、日本飛行機（株）の整備施設（第1ハンガー。海上自衛隊厚木基地に隣接。）が、雪の重みにより屋根が陥没する等の損壊が発生し、当該整備施設内に所在していた定期修理中の自衛隊機6機^{※1}を損傷した事故に関し、契約相手方である川崎重工業（株）に対し、損害額の請求を行いましたのでお知らせします。
- 2 本件は、これまでに確定した損害額について請求^{※2}を行ったものです。
なお、残額についても、金額が確定次第、随時損害額の請求を行うことと致します。

※1 定期修理中の自衛隊機6機の内訳は、P-3C×3機、OP-3C×1機、EP-3×1機、UP-3D×1機。

※2 今回の事故により、防衛省側が被った損害総額はおおむね70億円と見込んでおり、そのうち、現在までに確定した損害額約18億円について請求を行ったもの。